

# 指定通所介護 すみれデイサービスセンター

## 利用契約書

\_\_\_\_様(以下、「利用者」といいます。)と、社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会すみれデイサービスセンター(以下、「事業者」という。)において、提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

### 第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。

### 第2条(契約期間)

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに、利用者から文書による契約終了の申し出がない場合には、契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条(通所介護計画決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、利用者及びその家族代表者等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族代表者の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族代表者と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### 第4条(介護保険の基準サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

### 第5条(介護保険の基準外サービス)

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供できるものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業者は、第1項に定める各種のサービス提供について、必要に応じて利用者の家族代表者等に対してもわかりやすく説明し了承を得るものとします。

### 第6条(サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費用として保険者から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という。)の限度において、利用者に代り保険者から支払いを受けます。

- 2 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた額(利用者個人負担の割合分)を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を全額支払うものとします。要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
- 3 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、利用者は食事代とおむつ代等の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 5 利用者は、前4項に定めるサービス利用料金を1ヶ月毎のサービス利用終了後、翌月内に利用料金等を現金集金、口座引き落としにより支払うものとします。

#### **第7条(利用日の中止・変更・追加)**

- 1 利用者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前営業日までに事業者に出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者へ提示して協議するものとします。

#### **第8条(利用料金の変更)**

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2カ月前までに説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更へ同意することができない場合には、契約を解約することができます。

#### **第9条(事業者及びサービス従事者の義務)**

- 1 事業者及び従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員もしくは主治医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその家族代表者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医並びに家族代表者への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### **第10条(守秘義務など)**

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族の個人情報

を用いることができるものとします。

#### **第11条(利用者の施設利用上の注意義務等)**

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族代表者と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### **第12条(損害賠償責任)**

- 1 事業者は、契約に基づくサービスの提供に伴って、自己の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### **第13条(損害賠償がなされない場合)**

事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### **第14条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)**

事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責めに帰すべからざる事由により実施できなくなった場合には、利用者に対してすでに実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

#### **第15条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)**

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - (1) 利用者が死亡した場合
  - (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
  - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
  - (6) 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合
  - (7) 最終利用日から1年間利用のない場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### **第16条(利用者からの中途解約)**

- 1 利用者は、契約の有効期間中であっても本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了する日の3日前までに事業者へ通知するものとします。

2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、契約を即時に解約することができます。

- (1) 第8条第3項により契約を解約する場合
- (2) 利用者が入院した場合
- (3) 利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

#### 第17条(利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合は本契約を解除することができます。

- (1)事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- (2)事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- (3)事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4)他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第18条(事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができます。

- (1)利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、不実の告知を行い、その結果契約が継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2)利用者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- (3)利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第19条(清算)

第15条第1項二号から第六号により契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第11条第2項(現状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

#### 第20条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

#### 第21条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者 所在地 福島県南相馬市鹿島区西町二丁目165番地  
名称 指定通所介護事業所 南相馬市社会福祉協議会  
すみれデイサービスセンター  
代表者名 管理者 中村 久美子 印

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

※家族代表者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(続柄 )

※利用者本人が記入できない場合のみ記入

## 個人情報使用同意書

私(利用者および家族)の個人情報については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

1. 使用する期間は、 年 月 日から契約期間満了までとします。
2. 利用者の円滑な利用のための主治医、居宅介護支援事業所、サービス担当者会議などの連絡調整等において必要な場合に限ります。
3. 個人情報の提供は、必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることの無いよう細心の注意を払います。

指定通所介護事業所 南相馬市社会福祉協議会 すみれデイサービスセンター 様

利用者住所 南相馬市鹿島区  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

家族代表者 住所  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日

## 緊急事態時の対応に関する同意書

私(利用者および家族)は緊急事態時の対応について、下記の通り同意します。

### 記

1. 期間は、令和 年 月 日からデイサービスセンター利用契約期間満了までとします。
2. 緊急事態が生じた場合は、デイサービスセンター職員の指示により安全に避難し、  
家族はデイサービスセンターもしくは避難先まで速やかに迎えに行くこととします。

南相馬市社会福祉協議会 すみれデイサービスセンター 様

利用者氏名 \_\_\_\_\_

第1緊急連絡先 氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

携帯番号 \_\_\_\_\_

第2緊急連絡先 氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

携帯番号 \_\_\_\_\_

## 【南相馬市社会福祉協議会 通所介護サービス利用時リスク説明書】

利用者：\_\_\_\_\_様

説明者：\_\_\_\_\_

すみれデイサービスでは、利用者が快適な介護サービスが受けられますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

(ご確認いただきましたら口にチェックをお願いします。)

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による事故の恐れがあります。
- 当事業所では原則的ご拘束を行わない事から、転倒、転落による事故の可能性あります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚が薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態あります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態あります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態あります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変、急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

このことは、ご自宅でも起こりうることで、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

私は、上記項目について、利用者の貴事業所通所介護サービス利用時のリスクについて、十分ご理解しました。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_  
家族代表者 (印) (続柄) )